

## 資料5

## 令和7年度 村上市環境審議会（書面協議） いただいたご意見

1. 第2次村上市環境基本計画 環境指標改訂項目一覧（案）⇒意見なし

2. 答申文（案）⇒意見なし

3. その他

（市の脱炭素の取組について）

○市民一人当たりのエネルギー消費量、温室効果ガス排出量、市有施設等の温室効果ガス排出量などの項目は次第に取り組みが難しくなる項目ではないかと感じます。具体的に目標年までの取り組みが可能であるのか、村上市の事業や政策で、それぞれの対策が図れるものなのかなど、教えてくださいと思います。

（市の回答）

- ”市民1人あたりエネルギー使用量”、”温室効果ガス排出量”については、現状、各家庭や事業者のエネルギー使用量を把握することが困難であるため、国、県、市の各種統計資料データから、村上市分を按分して数値を算出しています。よって市内の省エネや再エネの取組の結果が直接数値に影響するものではありませんが、「省エネ法」、「村上市脱炭素計画」の目標である”毎年1%のエネルギー使用量削減”を本市を含む国全体で進めることで、全体の数値削減を目指していくこととなります。
- 省エネ及び再エネについての市の取組としましては、ごみの削減やリサイクルの推進、住宅用太陽光発電設備や木質ストーブの購入費助成、EV充電設備の普及を図っている他、国全体としての再エネ導入（民間企業の洋上風力発電事業や木質バイオマス発電事業）の側面的支援を行っています。併せて、環境フェスタや出前授業など、環境意識の醸成も進めていきます。
- 一方、”市有施設等の温室効果ガス排出量”については、庁内でのエネルギー使用量調査により数値を集計していますので、省エネの取組を数値として示すことができます。
- 市の公共施設の取組としましては、今年度から施設や防犯灯のLED化を本格的に開始した他、公用車のEV化も進めています。